

第74回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 次 第

日 時：令和3年9月9日（木）15時～

場 所：県庁12階 大会議室

議 題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について
3. まん延防止等重点措置の対応状況等について
4. 学校における対応について
5. その他

香川県の現状

資料 1 - 1

【8/9～緊急事態対策期】

直近1週間の 累積新規感染者数		先週1週間の 累積新規感染者数	
9月8日現在	8月19日現在	9月8日現在	8月19日現在
181人	577人	432人	364人

9月 累積新規感染者数	8月 累積新規感染者数
9月8日現在	
239人	1992人

指 標	9月8日現在	8月19日現在
① 直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 18.9人 <直近1週間(9/2~9/8) 181人>	10万人当たり 60.4人 <直近1週間(8/13~8/19) 577人>
② 感染経路不明者数の割合	34.8% <①のうち感染経路不明は63人>	43.8% <①のうち感染経路不明は253人>
③ 直近1週間と先週1週間の比較	0.4 <先週1週間(8/26~9/1) 432人>	1.6 <先週1週間(8/6~8/12) 364人>
④ 医療のひっ迫具合 (入院医療：確保病床の使用率)	38.7% <入院患者92人/病床238床>	63.2% <入院患者148人/病床234床>
// (入院医療：入院率)	30.0% <入院患者96人/療養者数320人>	20.9% <入院患者152人/療養者数729人>
// (重症者用病床：確保病床の使用率)	16.7% <重症者数5人/病床30床>	35.7% <重症者数10人/病床28床>
⑤ 療養者数(対人口10万人)	10万人当たり 33.5人 <320人[入院96人、宿泊療養等224人]>	10万人当たり 76.3人 <729人[入院152人、宿泊療養等577人]>
⑥ 直近1週間のPCR陽性率	3.6% <陽性181人/検査数5052人>	9.7% <陽性577人/検査数5961人>

(参考) 国分科会提言(R3.4.15) における指標及び目安	
ステージⅢ	ステージⅣ
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
50%以上	
—	
20%以上	50%以上
40%以下	25%以下
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 30人以上
5%以上	10%以上

香川県の感染者の状況等（9/1～9/7発生分） n=222人

資料 1 - 2

○性別		
男	131人	59%
女	91人	41%
計	222人	100%

○年代		
10歳未満	27人	12%
10歳代	26人	12%
20歳代	42人	19%
30歳代	40人	18%
40歳代	40人	18%
50歳代	23人	10%
60歳代	12人	5%
70歳代	8人	4%
80歳代	3人	1%
90歳以上	1人	0%
計	222人	100%

○リンク有無		
特定※	138人	62%
不明	84人	38%
計	222人	100%

○感染経路（上記※内訳）		
同居家族	77人	56%
知人との交友活動	12人	9%
親族	13人	9%
職場	30人	22%
ビジネス	0人	0%
医療・介護等施設	2人	1%
保育施設	4人	3%
計	138人	100%

○県外歴		
有	36人	16%
無	186人	84%
計	222人	100%

○外食・会食		
有	48人	22%
無	174人	78%
計	222人	100%

○居住地		
高松市	111人	50%
丸亀市	22人	10%
坂出市	12人	5%
善通寺市	7人	3%
観音寺市	17人	8%
さぬき市	9人	4%
東かがわ市	4人	2%
三豊市	15人	7%
三木町	3人	1%
直島町	0人	0%
宇多津町	8人	4%
綾川町	1人	0%
琴平町	2人	1%
多度津町	4人	2%
まんのう町	0人	0%
土庄町	0人	0%
小豆島町	0人	0%
県外	7人	3%
計	222人	100%

香川県の感染者の状況等（8/13～8/19発生分） n=577人

○性別		
男	314人	54%
女	263人	46%
計	577人	100%

○年代		
10歳未満	43人	7%
10歳代	81人	14%
20歳代	143人	25%
30歳代	116人	20%
40歳代	92人	16%
50歳代	64人	11%
60歳代	25人	4%
70歳代	11人	2%
80歳代	2人	0%
90歳以上		0%
計	577人	100%

○リンク有無		
特定※	324人	56%
不明	253人	44%
計	577人	100%

○感染経路（上記※内訳）		
同居家族	160人	49%
知人との交友活動	81人	25%
親族	44人	14%
職場	35人	11%
ビジネス	3人	1%
医療・介護等施設	1人	0%
計	324人	100%

○県外歴		
有	142人	25%
無	435人	75%
計	577人	100%

○外食・会食		
有	225人	39%
無	352人	61%
計	577人	100%

○居住地		
高松市	295人	51%
丸亀市	75人	13%
坂出市	19人	3%
善通寺市	7人	1%
観音寺市	27人	5%
さぬき市	16人	3%
東かがわ市	13人	2%
三豊市	15人	3%
三木町	11人	2%
直島町	2人	0%
宇多津町	22人	4%
綾川町	7人	1%
琴平町	2人	0%
多度津町	17人	3%
まんのう町	7人	1%
土庄町	8人	1%
小豆島町	1人	0%
県外	33人	6%
計	577人	100%

香川県広域集団接種センター

◇妊婦の方への接種について

- 接種日：(1回目) 9月11日(土)、12日(日)
※2回目の接種は、別途、県が設ける臨時の特設会場で行う。
- 接種場所：【高松会場】香川大学体育館(高松市幸町)
- 予約枠：各200人
- 予約方法：8月30日(月)から9月3日(金)まで専用電話で受付を行った。

◇申込状況

	9月11日(土)	9月12日(日)	計
申込者数	200人	213人	413人

※ 9月12日は、予約枠を超える申し込みがあったが、希望者全員を受け付けた。

◇2回目の接種会場

- 接種日時：10月2日(土)、3日(日) 9時から12時(3時間)
※1回目の接種から3週間後に2回目を接種
- 接種場所：県本庁舎21階 展望室
- 接種人数：10月2日(土)【200人】、10月3日(日)【213人】
- 医師等の確保：県立中央病院及び香川大学医学部附属病院から産婦人科の医師を各1人派遣
県看護協会から看護師を派遣

各市町の新型コロナウイルスワクチン接種状況等について

1. 高齢者を含む12歳以上の方への接種状況（推計）

（令和3年9月7日時点）

市町名	人口 (全年齢)	1回目接種		2回目接種	
		接種回数	接種率	接種回数	接種率
高松市	426,260	211,021	49.51%	167,582	39.31%
丸亀市	112,622	59,989	53.27%	50,303	44.67%
坂出市	52,142	29,790	57.13%	23,547	45.16%
善通寺市	31,495	20,353	64.62%	15,319	48.64%
観音寺市	59,248	40,133	67.74%	31,510	53.18%
さぬき市	47,310	28,781	60.83%	23,336	49.33%
東かがわ市	29,628	17,796	60.06%	14,367	48.49%
三豊市	64,293	38,823	60.38%	33,080	51.45%
土庄町	13,514	10,285	76.11%	8,160	60.38%
小豆島町	14,219	10,978	77.21%	8,679	61.04%
三木町	27,715	17,964	64.82%	14,489	52.28%
直島町	3,015	2,469	81.89%	2,407	79.83%
宇多津町	18,510	11,521	62.24%	8,786	47.47%
綾川町	23,812	16,554	69.52%	14,013	58.85%
琴平町	8,814	6,572	74.56%	5,712	64.81%
多度津町	23,056	15,660	67.92%	12,507	54.25%
まんのう町	18,243	13,049	71.53%	11,362	62.28%
県全体	973,896	551,738	56.65%	445,159	45.71%
全国	126,645,025	70,887,501	55.97%	56,465,605	44.59%

※住民基本台帳人口（令和3年1月1日現在）

※各市町等が入力したワクチン接種記録システム（VRS）のデータに基づく（医療従事者等、香川県広域集団接種センター、職域接種における接種回数を含む）

2. ワクチンの供給について

- 国は第15クール（9/27～10/10）までに12歳以上人口の8割に2回接種可能な量を配分
- 第14クール（9/13～26）の配分については、既に配分が決まっていた73箱に加えて、県の調整枠として10箱が追加配分
- 10箱の配分先は、住所地外接種が多く、必要なワクチン量に不足が生じている坂出市と三木町に3箱と1箱、現在、接種率が低い高松市と丸亀市に4箱と2箱を優先的に配分

緊急事態対策期（まん延防止等重点措置の実施期間）における対策

令和3年8月19日
令和3年8月24日改正
令和3年8月25日改正

令和3年9月9日改正

まん延防止等重点措置（**別添資料**：対策の概要・詳細）

実施期間：8月20日（金）～9月30日（木） 措置区域：高松市

1. 県民への協力要請等（法第31条の6第2項、第24条第9項等）

(1) 外出について

- 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛するよう協力要請
外出する必要がある場合にも、極力、一人で、または家族、あるいは普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力要請
特に混雑した場所等への外出は半減するよう呼びかけ
- 特に、他の都道府県との不要不急の移動・往來を自粛するよう協力要請
県境をまたぐ不要不急の旅行や帰省、イベント参加等は、ご家族やご友人等とも慎重に相談し、「行かない」「呼ばない」「延期」の選択をするよう協力要請
- 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
- 県外から本県へ来県される方に、旅行や帰省、イベント参加等を極力控えることなど、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認するよう働きかけ
- 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
別添1（省略）：気をつけていただきたいこと
- 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請等に応じていない飲食店等の利用を自粛し、必要な会食は「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- 措置区域において、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう協力要請（法第31条の6第2項）
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛するよう協力要請
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
別添2（省略）：業種別ガイドライン
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
別添3（省略）：新型コロナウイルス接触確認アプリ

(2) 新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
別添4（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
別添5（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請
別添6（省略）：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第31条の6第1項、第24条第9項等）

- 措置区域以外における飲食店への営業時間の短縮を協力要請（期間：8月27日～9月12日、9月13日～9月30日、対象区域：措置区域（高松市）以外の市町）
- 飲食店等以外の政令で定める施設について、営業時間の短縮を協力要請（大規模な集客施設）、入場整理等（※）について働きかけ
 - （※）施設の入場者の整理・誘導や人数管理・人数制限などの「入場者の整理等」を行うこと、入場者の整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知すること、ポイントデーなど集客イベントの実施を自粛すること、営業日や営業時間の見直しを含めて感染リスクを引き下げる適切な対策を行うこと、など
- 百貨店の地下の食品売り場等について、管理者等に対し、「入場者の整理等」を行うよう協力要請
- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証」をとるよう協力要請
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請
 - 別添2（再掲）：業種別ガイドライン
 - 別添7（省略）：今後における適切な感染防止対策
 - 別添8（省略）：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請
 - 別添9（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- 在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進するよう働きかけ
- 出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請
- 時差出勤、昼休みの時差取得、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請
- 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請
 - ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
 - ・症状がなくても患者や利用者 と接する際にはマスクを着用すること
 - ・手洗い・手指消毒を徹底すること
 - ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
 - ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
 - ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

〔措置区域の事業者に対しては、上記に加え、下記事項を要請〕（法第31条の6第1項）

- 飲食店への営業時間の短縮を要請（期間：8月20日～9月12日、9月13日～9月30日）
飲食店に対し、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わないよう要請
- 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備の利用自粛を要請
- 政令で定めるまん延を防止するために必要な措置（※）を実施するよう要請
 - （※）入場をする者の整理等、入場をする者に対するマスクの着用の周知、感染防止措置を実施しない者の入場の禁止、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）、など
- 大規模商業施設の管理者等に対し、「入場者の整理等」を行うよう要請

3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

- 催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請
国の基本的対処方針や催物（イベント等）の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、事前相談の有無に関わらず、別添10に沿った必要な感染防止策を講じていただくことを前提に開催を可能とする。
 - 別添10（省略）：催物（イベント等）の開催に係る留意事項
- 事前相談の対象となる催物（イベント等）のうち、国の「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の対象区域から多くの参加者が見込まれるものについては、国の基本的対処方針を踏まえ、感染拡大を防止する観点から、対象区域からの移動、イベント参加等を極力控えることについて適切に対応するよう、主催者に協力要請

○国の通知（令和3年9月1日付け事務連絡）を踏まえ、事前相談の対象となる催物（イベント等）のうち、数時間・数日間・数回に及ぶ催物であって、感染防止策が徹底されない、感染拡大のおそれがある催物においては、感染防止策の徹底の要請に従わない場合（特に催物におけるクラスターの発生のおそれがある場合）には、中止又は延期等を含めて、主催者に協力要請

4. 県有施設等における対応

- 集客が見込まれる又は観光・レジャー等に関係する県有施設等は、原則、休館・休園または利用自粛等の対応（別紙）
開館する場合、適切な感染防止対策の一層の徹底を図る。
- 県内市町にも、同様の措置を講じていただくよう協力要請
- 対策期間における県主催の行事・イベントについて、原則、中止・延期（別紙（省略））

5. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。（営業時間短縮要請の対象となる飲食店の従業員に対するPCR検査を実施：別紙（省略））
- 医療機関、高齢者施設等へ抗原簡易キットを配布する。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。（広域集団接種センターにおいて希望する妊婦を対象とした接種を実施、広域集団接種センターの余剰ワクチンを関係自治体に配分し、高校生への早期の優先接種を推進：別紙（省略））
- 感染症用の病床確保や宿泊療養施設、入院待機施設の充実を図る。
- 県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により計画的に出勤抑制等の接触機会の低減に取り組む。
- 主要駅や高松港、高松空港などでの感染拡大防止に向けた呼びかけを強化する。
- 県立学校等において夏季休業期間の延長等の対応を行う。

6. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

（別紙（省略）：「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について」）

香川県 まん延防止等重点措置（概要版）

令和 3 年 9 月 9 日改訂

期間：令和 3 年 8 月 20 日（金）～ 9 月 30 日（木）

③①②④…特措法の根拠条項

協 …協力金の支給対象となり得る

特措法第 31 条の 6 第 1 項、2 項

…まん延防止等重点措置に係る措置区域（高松市）の住民・事業者への感染防止の協力要請等
事業者への要請には命令・罰則あり（第 1 項のみ）

特措法第 24 条第 9 項

…県民・事業者への感染防止の協力要請等。罰則等なし

	重点措置区域（高松市）	重点措置区域（高松市）以外の地域
飲食店	③① 飲食店に対する午後 8 時までの営業時間の短縮要請 協 ③① 飲食店に対する酒類の提供（店内持込み）の自粛要請 ③① 飲食が主たる業の店舗に対するカラオケ設備の利用自粛要請 ③① 入場者の整理やマスク着用の徹底などの事業者への要請	②④ 飲食店に対する午後 8 時まで（酒類の提供は午後 7 時まで）の営業時間の短縮の協力要請 協 ※認証店は「通常営業」又は「営業時間の短縮」を選択可能 ②④ 業種別ガイドラインを遵守するよう協力要請
大規模集客施設等	②④ 1,000 m ² 超の施設は開館時間を午後 8 時まで（イベント開催時は午後 9 時まで）とする協力要請 協 ・1,000 m ² 以下の施設は開館時間を午後 9 時までとするよう働きかけ ・「入場者の整理等」を行うこと、入場者の整理等の実施状況をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけ	②④ 1,000 m ² 超の施設は開館時間を午後 8 時まで（イベント開催時は午後 9 時まで）とする協力要請 協 ・1,000 m ² 以下の施設は開館時間を午後 9 時までとするよう働きかけ ・「入場者の整理等」を行うこと、入場者の整理等の実施状況をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけ
イベント	②④ 人数 5,000 人かつ収容率（大声無 100%、有 50%）以内とする協力要請（屋内） ②④ 開催時間の短縮（午後 9 時まで）の協力要請	②④ 人数 5,000 人かつ収容率（大声無 100%、有 50%）以内とする協力要請（屋内） ②④ 開催時間の短縮（午後 9 時まで）の協力要請
外出	②④ 日中も含めた不要不急（※）の外出・移動の自粛の協力要請 ③① 午後 8 時以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請 ②④ 路上・公園等での集団飲酒等の自粛の協力要請	②④ 日中も含めた不要不急（※）の外出・移動の自粛の協力要請 ②④ 路上・公園等での集団飲酒等の自粛の協力要請
事業者	・在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の 7 割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進するよう働きかけ	・在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の 7 割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進するよう働きかけ

※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く。

令和3年9月9日改訂

香川県 まん延防止等重点措置

<期間>

令和3(2021)年8月20日(金)

～

令和3(2021)年9月30日(木)

実施内容

国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、以下の市を措置区域とし、感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び第24条第9項等により県民等に対して要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。

※特措法第31条の6

まん延防止等重点措置に係る措置区域（高松市）の住民・事業者への感染防止の協力要請等

※第24条第9項

県民・事業者への感染防止の協力要請等

措置区域

高松市

期間

令和3年8月20日(金)～9月30日(木)

●県民への協力要請①【法第24条第9項】

- 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛 ※外出する場合にも極力一人で、または家族、あるいは普段行動をともにしている人と少人数で
- 他の都道府県間の不要不急の移動・往来を自粛
- 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取る
- 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動する
- 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控える
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請等に応じていない飲食店等の利用を自粛
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールする
- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動を自粛
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行う

【県外から本県へ来県される皆様への働きかけ】

- 旅行や帰省、イベント参加等を極力控えることなど、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認

●県民への協力要請②

- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛

【法第24条第9項】

- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等のみだりに出入りしない

【法第31条の6第2項】

- 混雑した場所等への外出の半減

【法第31条の6第2項】

●事業者への協力要請①

- ・ 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証」をとる
- ・ 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図る
- ・ 感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示する
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進する
- ・ 出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促す
- ・ 時差出勤、昼休みの時差取得、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進する
- ・ 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力する
- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施する
 - ・ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
 - ・ 症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること
 - ・ 手洗い・手指消毒を徹底すること
 - ・ パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
 - ・ 食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
 - ・ 日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

●事業者への要請等②

- 飲食店への営業時間の短縮 【法第31条の6第1項】
- 飲食店に対し、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わない 【法第31条の6第1項】
- 飲食を主として業としている店舗へのカラオケ設備の利用自粛 【法第31条の6第1項】
- 政令で定めるまん延を防止するために必要な措置（※）を実施する
(※) 入場をする者の整理等、入場をする者に対するマスクの着用の周知、感染防止措置を実施しない者の入場の禁止、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）、など 【法第31条の6第1項】
- 大規模商業施設の管理者等に対し、「入場者の整理等」を行う 【法第31条の6第1項】
- 飲食店等以外の政令で定める施設について、
営業時間の短縮を協力要請（大規模な集客施設） 【法第24条第9項】
入場整理等（※）
(※) 施設の入場者の整理・誘導等や人数管理・人数制限等を行うこと、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知すること、ポイントデーなど集客イベントの実施を自粛すること、営業日や営業時間の見直しを含めて感染リスクを引き下げる適切な対策を行うこと、など
- 百貨店の地下の食品売り場等について、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」を行う 【法第24条第9項】

●事業者への協力要請③【法第24条第9項】

高松市以外

- 飲食店への営業時間の短縮 【法第24条第9項】
- 飲食店等以外の政令で定める施設について、
営業時間の短縮を協力要請（大規模な集客施設） 【法第24条第9項】
入場整理等（※）
(※) 施設の入場者の整理・誘導等や人数管理・人数制限などの「入場者の整理等」を行うこと、
入場者の整理状況についてホームページ等を通じて広く周知すること、ポイントデーなど
集客イベントの実施を自粛すること、営業日や営業時間の見直しを含めて感染リスクを引
き下げる適切な対策を行うこと、など
- 百貨店の地下の食品売り場等について、施設管理者等に対し、「入場者の
整理等」を行う 【法第24条第9項】

●イベントの開催についての協力要請【特措法第24条第9項】

香川県全域

【人数上限等】

○ 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

	収容率	人数上限	開催時間
大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合	100%以内※1	5,000人以下	21時まで※4
大声での歓声、声援等が想定される場合	50%以内※2、3		

※1 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空ける。

※2 異なるグループ間では座席を1席は空け、同一グループ内（家族等の日頃行動を共にするグループ。5人以内に限る。）では座席間隔を設けなくともよい。このため、収容率は50%を超える場合がある。

※3 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を要する。

※4 無観客で開催される場合は、開催時間短縮の対象とならない。

【留意事項】

- ・ 全てのイベントにおいて「イベント開催時の必要な感染防止策」を主催者が徹底するとともに、参加者も十分理解すること
- ・ イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設への協力要請を踏まえた感染防止対策に取り組むこと
- ・ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントについては、事前に県の所管課に相談の上、感染状況やイベントの態様等から適切に判断すること

飲食店への営業時間短縮の第8次要請 ～まん延防止等重点措置を実施すべき区域～

対象	香川県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主 ✓ 小売りを営業主体とする場合やテイクアウト専門店等は除く	
対象区域	高松市内【知事が定める区域】	高松市以外の市町
根拠	特措法第31条の6第1項	特措法第24条第9項
実施期間	令和3年9月13日(月)午前0時 ～9月30日(木)午後12時	令和3年9月13日(月)午前0時～ 9月30日(木)午後12時
要請の内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の要請 ✓ 営業時間は、午前5時から午後8時までに限る ✓ 『酒類の提供(客の店内持込みを含む)を行わない』よう要請 ✓ 飲食を主として業としている店舗への『カラオケ設備の利用自粛』を要請 ☆ かがわ安心飲食店認証制度の認証店についても同様の取扱いとする 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の協力要請 ✓ 営業時間は、午前5時から午後8時までに限る ✓ 『酒類の提供』は午後7時まで ✓ 『かがわ安心飲食店認証制度の認証店』に限り、「通常営業を行う」又は「営業時間の短縮を行う」を選択可能 → 9月8日までに、認証申請のあった店舗については、認証申請中として認証店と同様、選択制を可能とする(申請を取り下げた場合を除く)

飲食店を経営されている皆様には、8度目の要請となり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

香川県営業時間短縮協力金（第8次）～まん延防止等重点措置を実施すべき区域～

- ※“一日”でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしませんので、ご注意ください。
- ※第8次要請について、深夜営業をされている店舗について、9月13日（月）午前0時から午前5時までの間に営業した場合は、協力金の支払い要件を満たしません。
- ※通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、対象となりません。

対象区域	高松市内【知事が定める区域】	高松市以外の市町
協力金の内容	＜中小企業＞ 前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて	
	3万円～10万円 <ul style="list-style-type: none"> ・1日当たりの売上高が7万5千円以下 →一律3万円／日を支払い ・1日当たりの売上高が7万5千円超 →1日当たりの売上高×0.4 (上限10万円／日) 	2.5万円～7.5万円 <ul style="list-style-type: none"> ・1日当たりの売上高が8万3,333円以下 →一律2万5千円／日を支払い ・1日当たりの売上高が8万3,333円超 →1日当たりの売上高×0.3 (上限7万5千円／日) →上記に加え、支払額の1割を県独自に支援
	＜大企業＞ ※中小企業においてもこの方式を選択可	
	前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の 4割 → 上限20万円 ／日	前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の 4割 → 上限20万円 ／日 又は 前年度若しくは前々年度1日当たり売上高×0.3 のいずれか低い額 →上記に加え、 支払額の1割 を県独自に支援

※制度詳細は、現在、検討中につき、後日公表します。

※申請店舗の外観・内観の写真（営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの）が必要となります。

香川県営業時間短縮協力金（第8次） ～早期一部支払い制度を設けます（中小企業・個人事業主に限る）～

- 営業時間短縮協力金（第8次）の申請受付（本申請）については、営業時間短縮要請期間が終了後、10月中下旬に開始する予定です。
- ただし、これまでに第1次～第4次の営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も**第8次（香川県全域（高松市・高松市以外）：令和3年9月13日（月）から9月30日（木）まで）**の間、営業時間の短縮要請に全面的にご協力いただける飲食店の皆様へ、協力金の一部を前払いする制度を創設します。（大企業は対象となりません。）

高松市内の飲食店 定額 24万円（8日分） 高松市以外の飲食店 定額 22万円（8日分）

申請対象 ※以下の全てを満たす方が対象です。

- ✓ 香川県全域（高松市・高松市以外）で9月13日（月）～9月30日（木）の時短等要請に全面的に協力いただける事業者
- ✓ 第1次～第4次の営業時間短縮協力金の受給実績があること
- ✓ 第8次の営業時間短縮協力金の本申請を必ず行うこと
- ✓ 売上高方式で申請すること。（売上高減少額方式は選択できません。）

早期一部支払い制度の概要

【イメージ】									
時短要請	第1次 4/7～4/20	第2次 4/28～5/11	第3次 5/12～5/31	第4次 6/1～6/14	第5次 8/7～8/19	第6次 8/20～9/12	第7次 8/27～9/12	第8次 9/13～9/30	本申請受付
【対象】 高松市内	14日間	14日間	20日間	14日間	13日間	24日間	18日間 8日分	↑ 前払い金の対象	
【対象】 高松市以外	14日間	14日間	20日間	14日間		17日間	18日間 8日分		
	いずれかの協力金を支払い済								

※営業時間短縮協力金（第8次）

早期一部支払いの制度詳細は、現在検討中につき、申請受付開始日を含め、9月中旬に公表します。

※本申請の際には、これまでの協力金申請と同様の手続きが必要です。本申請を行わない場合、また、要請に全面的に協力していない等の事実が発覚した際には、前払い金は返還いただくとともに、違約金の支払いを請求する場合があります。

大規模施設等への営業時間短縮の第2次要請

1 実施期間(要請期間)

令和3年9月13日(月)～ 9月30日(木)

2 対象区域

香川県全域

3 根拠

特措法第24条第9項

4 対象

香川県内において、建築物の床面積の合計が1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者
及び大規模施設のテナント等の事業者 <<対象施設例は別紙>>

5 要請の内容

夜間営業している大規模施設を運営する事業者、及び大規模施設のテナント等の事業者に対し、
営業時間を午前5時から午後8時までとすること (※イベント開催の場合は午後9時まで)

営業時間短縮協力要請の対象施設（例示）

種類	対象施設例
劇場等	劇場、観覧場、映画館 等
集会場等	集会場、展示場、貸会議室、多目的ホール 等
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園 等
運動施設 及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニス場、バッティング練習場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、スポーツクラブ、パチンコ店、ゲームセンター 等
遊興施設	カラオケボックス、個室付浴場業に係る公衆浴場 等
物品販売業 を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、その他大規模施設内で物品販売業を営む店舗 等 （生活必需物資を除く [※] ）
サービス業 を営む店舗	スーパー銭湯、サウナ、その他大規模施設内でサービス業を営む店舗 等 （生活必需サービスを除く [※] ）

※ 生活必需物資・サービスは、食品、医薬品、医療機器その他の衛生用品、燃料、衣料品、くつ、化粧品、家電製品、理美容、クリーニング、学習塾、医療 等

香川県大規模施設等営業時間短縮協力金（第2次）

● 支払い要件

香川県内において、建築物の床面積の合計が1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者及び大規模施設のテナント等の事業者で、令和3年9月13日（月）から9月30日（木）までの全期間を通して、営業時間を午前5時から午後8時までとする短縮要請に、ご協力いただいた方（ただし、イベント開催の場合は午後9時まで）

※“一日”でも、営業時間短縮にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしませんので、ご注意ください。

※通常の営業時間が午後8時までの場合は、対象となりません。

● 支払い額（主なもの）

（1）大規模施設を運営する事業者

$$\begin{array}{c} \text{時短営業した面積} \\ 1,000\text{㎡ごとに20万円／日} \end{array} \times \frac{\text{短縮した時間}}{\text{本来の営業時間}} \times \begin{array}{c} \text{日数} \\ \text{(定休日を除く)} \end{array}$$

（2）大規模施設のテナント事業者

$$\begin{array}{c} \text{時短営業した面積} \\ 100\text{㎡ごとに2万円／日} \end{array} \times \frac{\text{短縮した時間}}{\text{本来の営業時間}} \times \begin{array}{c} \text{日数} \\ \text{(定休日を除く)} \end{array}$$

※制度詳細は、現在、検討中につき、後日公表します。

※営業時間短縮の状況が分かる資料（告知文やホームページの写真など）が必要となります。

都道府県等においては、本事務連絡に記載する催物の開催制限に係る留意事項（補足）に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 1 日

各都道府県知事 殿
各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

催物の開催制限に係る留意事項について（補足）

催物の開催制限に係る留意事項については、令和 3 年 8 月 25 日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」等において、周知しているところである。

今般、事前相談において都道府県から適切な感染症対策を指導し、催物主催者においても事前相談及びHP上では適切な感染症対策を遵守する旨掲載していたにも関わらず、実際には感染防止策が不徹底であったという事案（野外において開催された大規模な催物で、催物参加者は立ち見で位置の固定は無く、参加者の密の発生や酒類提供等が問題となった事案）が発生したこと等を踏まえ、下記について周知を行う。

都道府県及び関係各府省庁においては、十分御了知の上、適切な運用がなされるよう御留意いただきたい。

記

- ・各都道府県及び関係各府省庁においては、特に、大規模な催物や密の回避が難しいと考えられる催物（例：立ち見で位置の固定がない催物）について、必要に応じて、当該主催者がこれまでに実施した催物の開催実績や、催物当日の感染防止策の実施状況等について、多角的な情報収集を行い、その実績等を踏まえて適切な感染防止策を行うよう、対話に努めること。
- ・数時間・数日間・数回に及ぶ催物であって、感染防止策が徹底されない、感染拡大のおそれがある催物においては、各都道府県は、感染防止策の徹底を要請することはもとより、要請に従わない場合（特に催物におけるクラスターの発生のおそれがある場合）には、当該イベント開催中であっても、令和 2 年 9 月 11 日付け事務連絡 1. (3)④も踏まえ、中止又は延期等を含めて、速やかに新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく要請を行うこと。なお、必要に応じて現

場視察等による感染防止策の遵守徹底の確認を行うこと。

- ・各都道府県及び関係各府省庁においては、感染防止策が徹底されない、感染拡大のおそれがある催物が開催された場合には、令和3年8月25日付け事務連絡1.(5)⑥を踏まえて、当該問題のある催物主催者等の情報を各都道府県と関係省庁間で共有すること。

県有施設等における対応

(1) 休館・休園する施設 (22施設)

施設名	現在の状況 (9月9日時点)	休館・休園期間
栗林公園	休園	8月7日 ~ 9月30日
さめきこどもの国	休園	8月7日 ~ 9月30日
県立ミュージアム	休館	8月7日 ~ 9月30日
東山魁夷せとうち美術館	休館	8月7日 ~ 9月30日
瀬戸内海歴史民俗資料館	休館	8月7日 ~ 9月30日
瀬戸大橋記念館・刻月亭	休館	8月7日 ~ 9月30日
香川県防災センター (体験コーナー等)	休館	8月14日 ~ 9月30日
県民いこいの森野営場	休園	8月14日 ~ 9月30日
大川山野営場	休園	8月14日 ~ 9月30日
女木島野営場	休園	8月14日 ~ 9月30日
さめき動物愛護センター (ドッグラン等)	休館	8月14日 ~ 9月30日
香川県栗島海洋記念公園	休園	8月14日 ~ 9月30日
観光情報センター (サンポート高松交流拠点施設)	休館	8月14日 ~ 9月30日
JR高松駅構内 「香川・高松ツーリストインフォメーション」	閉所	8月14日 ~ 9月30日
香川用水記念公園	休園	8月14日 ~ 9月30日
小豆オリーブ研究所 (展示室)	休館	8月14日 ~ 9月30日
香川県園芸総合センター	休館	8月14日 ~ 9月30日
香川用水資料館 (1階展示スペース)	休館	8月14日 ~ 9月30日
さめき空港公園 (グラススキー場)	休園	8月14日 ~ 9月30日
丸亀競技場 (トレーニングマシンルーム)	休館	8月14日 ~ 9月30日
総合水泳プール (トレーニングマシンルーム)	休館	8月14日 ~ 9月30日
埋蔵文化財センター (展示室)	休館	8月14日 ~ 9月30日

(2) 利用自粛の看板を設置する施設 (33施設)

施設名	現在の状況 (9月9日時点)	利用自粛要請期間
公洲森林公園	利用自粛中	8月14日 ~ 9月30日
満濃池森林公園	利用自粛中	8月14日 ~ 9月30日
ドングリランド	利用自粛中	8月14日 ~ 9月30日
瀬戸大橋記念公園 (瀬戸大橋記念館・刻月亭を除く)	利用自粛中	8月14日 ~ 9月30日
坂出緩衝緑地 (公園施設)	利用自粛中	8月14日 ~ 9月30日
琴弾公園	利用自粛中	8月14日 ~ 9月30日
琴林公園	利用自粛中	8月14日 ~ 9月30日
琴平公園	利用自粛中	8月14日 ~ 9月30日
桃陵公園	利用自粛中	8月14日 ~ 9月30日
亀鶴公園	利用自粛中	8月14日 ~ 9月30日
県管理ダム周辺公園【14か所】	利用自粛中	8月14日 ~ 9月30日
高松港・詰田川緑地 (グリーンパーク)	利用自粛中	8月14日 ~ 9月30日
高松港・ハーバープロムナード (赤灯台付近の視聴覚遊具周辺)	利用自粛中	8月14日 ~ 9月30日
豊浜港・一の宮緑地	利用自粛中	8月14日 ~ 9月30日
仁尾港・江尻I地区緑地	利用自粛中	8月14日 ~ 9月30日
池田港・港湾緑地	利用自粛中	8月14日 ~ 9月30日
さめき空港公園 (公園施設)	利用自粛中	8月14日 ~ 9月30日
香東川公園 (公園施設)	利用自粛中	8月14日 ~ 9月30日
土器川公園 (公園施設)	利用自粛中	8月14日 ~ 9月30日
五色台少年自然センター (トリムコース・芝生の広場)	利用自粛中	8月14日 ~ 9月30日

(3) 開館・開園時間を短縮する施設（16施設）

施設名	現在の開館・開園時間 (9月9日時点)	時間短縮 内 容	時間短縮後の 開館・開園時間	時間短縮期間
文化会館	9:00 ~ 17:00 (夜間予約) 22:00	17時閉館	9:00 ~ 17:00	8月14日 ~ 9月30日
香川県県民ホール	9:00 ~ 22:00	20時閉館 (イベント開催時除く)	9:00 ~ 20:00 (イベント開催) 21:00	8月14日 ~ 9月30日
情報通信交流館 (e-とぴあ・かがわ) (Setouchi-i-Baseを除く)	10:00 ~ 21:30 (土日祝) 18:00	閉館時刻を 1時間30分繰上げ (土日祝除く)	10:00 ~ 20:00 (土日祝) 18:00	8月20日 ~ 9月30日
香川国際交流会館 (アイパル香川)	9:00 ~ 18:00 (火~金・会議室) 21:00	会議室利用を 3時間繰上げ	9:00 ~ 18:00	8月14日 ~ 9月30日
香川県社会福祉総合センター	9:00 ~ 21:00	閉館時刻を 1時間繰上げ	9:00 ~ 20:00	8月20日 ~ 9月30日
香川県社会福祉総合センター (福祉ライブラリー)	10:00 ~ 18:00	閉館時刻を 1時間繰上げ	10:00 ~ 17:00	8月14日 ~ 9月30日
かがわ総合リハビリテーションセンター (福祉センター)	8:30 ~ 21:00	閉館時刻を 1時間繰上げ	8:30 ~ 20:00	8月14日 ~ 9月30日
香川県青年センター	9:00 ~ 21:00	閉館時刻を 1時間繰上げ	9:00 ~ 20:00	8月14日 ~ 9月30日
サンポート高松 交流拠点施設	(国際会議場・展示場)	21時閉館 (深夜利用中止)	9:00 ~ 21:00	8月20日 ~ 9月30日
	(大型テント広場)	21時閉館 (深夜利用中止)	9:00 ~ 21:00	8月20日 ~ 9月14日 (9月15日~利用停止)
高松港・香西西地区緑地 (多目的広場)	9:00 ~ 21:00	閉館時刻を 1時間繰上げ	9:00 ~ 20:00	8月14日 ~ 9月30日
丸亀高校武道館	9:00 ~ 21:00 (日祝) 17:00	閉館時刻を 1時間繰上げ (日祝除く)	9:00 ~ 20:00 (日祝) 17:00	8月14日 ~ 9月30日
総合運動公園	8:00 ~ 21:00	閉園時刻を 1時間繰上げ	8:00 ~ 20:00	8月14日 ~ 9月30日
丸亀競技場 (トレーニングマシンルーム以外)	9:00 ~ 21:00	閉場時刻を 1時間繰上げ	9:00 ~ 20:00	8月14日 ~ 9月30日
総合水泳プール (トレーニングマシンルーム以外)	10:00 ~ 22:00 (日祝) 17:00	閉館時刻を 2時間繰上げ (日祝除く)	10:00 ~ 20:00 (日祝) 17:00	8月14日 ~ 9月30日
県立武道館	9:00 ~ 21:00	閉館時刻を 1時間繰上げ	9:00 ~ 20:00	8月14日 ~ 9月30日
県立図書館	9:00 ~ 19:00 (金) 20:00 (土日祝) 17:00	17時閉館	9:00 ~ 17:00	8月14日 ~ 9月30日

※ (1) (2) (3) について、予約済みのものは対象外とする。

(4) 新規予約の受け付けを停止する施設 (34施設)

施設名	新規予約受け付け停止期間
文化会館	8月12日 ~ 9月30日
香川県県民ホール	8月12日 ~ 9月30日
情報通信交流館 (e-とぴあ・かがわ) (レンタルスペース)	8月12日 ~ 9月30日
県立文書館	8月12日 ~ 9月30日
香川国際交流会館 (アイパル香川)	8月12日 ~ 9月30日
香川県社会福祉総合センター	8月12日 ~ 9月30日
香川県社会福祉総合センター (ボランティア・男女共同参画交流室)	8月12日 ~ 9月30日
かがわ総合リハビリテーションセンター (福祉センター)	8月12日 ~ 9月30日
香川県青年センター	8月12日 ~ 9月30日
香川県産業交流センター (サンメッセ香川)	8月12日 ~ 9月30日
産業技術センター (会議室、研修室、視聴覚室)	8月12日 ~ 9月30日
ネクスト香川	8月12日 ~ 9月30日
FROM香川	8月12日 ~ 9月30日
地域職業訓練センター	8月12日 ~ 9月30日
瀬戸大橋記念公園 (球技場・マリンドーム・ターゲットバードゴルフ場)	8月12日 ~ 9月30日
坂出緩衝緑地 (番の州球場)	8月12日 ~ 9月30日
サンポート高松交流拠点施設 (国際会議場)	8月12日 ~ 9月30日
サンポート高松交流拠点施設 (展示場)	8月12日 ~ 9月30日
サンポート高松交流拠点施設 (多目的広場)	8月12日 ~ 9月30日
サンポート高松交流拠点施設 (アート広場)	8月12日 ~ 9月14日 (9月15日~利用停止)
サンポート高松交流拠点施設 (大型テント広場)	8月12日 ~ 9月14日 (9月15日~利用停止)
高松港・香西西地区緑地 (パークゴルフ場)	8月12日 ~ 9月30日
高松港・香西西地区緑地 (多目的広場)	8月12日 ~ 9月30日
高松港・香西西地区緑地 (芝山マリンランド)	8月12日 ~ 9月30日
さぬき空港公園 (イベント広場)	8月12日 ~ 9月30日
香東川公園 (球技広場)	8月12日 ~ 9月30日
土器川公園 (球技広場)	8月12日 ~ 9月30日
丸亀高校武道館	8月12日 ~ 9月30日
総合運動公園	8月12日 ~ 9月30日
丸亀競技場 (トレーニングマシンルーム以外)	8月12日 ~ 9月30日
総合水泳プール (トレーニングマシンルーム以外)	8月12日 ~ 9月30日
県立武道館	8月12日 ~ 9月30日
五色台少年自然センター	8月12日 ~ 9月30日
屋島少年自然の家	8月12日 ~ 9月30日

※一部 (3) の施設と重複あり

1 病床確保計画の変更

- 確保病床 234床 ⇒ 238床 (9月3日から)
うち 重症者用病床 28床 ⇒ 30床

2 軽症者等の宿泊療養施設

- 室数の増加 212室 ⇒ 368室
 - * 1棟目 (福田町ホテル) : 一部を酸素ステーションに転用 (△16室)
 - * 2棟目 (高松センチュリーホテル) : 運用方法の見直し (+23室)
 - * 3棟目 (ホテルルートイン高松屋島) : 9月4日 (土) 受入開始 (+149室)

3 酸素ステーションの設置

- 設置場所 宿泊療養施設 (福田町ホテル)
- 室数 5室

※今後、感染が急激に拡大した際に医師、看護師等を配置し運用を開始する。

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

参考

令和2年 5月15日
 令和2年 8月21日改正
 令和2年12月 8日改正
 令和3年 1月 8日改正
 令和3年 3月31日改正
 令和3年 4月 3日改正
 令和3年 4月19日改正
 令和3年 5月 8日改正
 令和3年 7月 9日改正

		(1) 感染予防対策期	(2) 準感染警戒期	(3) 感染警戒期	(4) 感染拡大防止対策期	(5) 感染拡大防止集中対策期	(6) 緊急事態対策期	
県内の感染状況		感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態（国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定）	
移行基準	感染の状況	①直近1週間の累積新規感染者数（直近1週間の人口10万人当たりの累積新規感染者数）	—	5人程度以上（0.5人以上）	24人程度以上（2.5人以上）	48人程度以上（5人以上）	239人程度以上（25人以上）	
		②感染経路不明者数の割合	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	
		③直近1週間と先週1週間の比較	—	—	—	—	直近1週間が先週1週間より多い	
	医療提供体制等の負荷	④医療のひっ迫具合（入院医療）	—	—	—	—	確保病床の使用率20%以上	確保病床の使用率50%以上
		“ ” （重症者用病床）	—	—	—	—	入院率40%以下	入院率25%以下
		⑤療養者数（人口10万人当たりの全療養者数※）※入院者、自宅・宿泊療養者等を含めた数	—	—	—	—	確保病床の使用率20%以上	確保病床の使用率50%以上
	監視体制	⑥直近1週間のPCR陽性率	—	—	—	—	143人程度以上（15人以上）	287人程度以上（30人以上）
解除の判断基準		—	解除にあたっては、新しい対策期に入ってから、一定期間（少なくとも2週間）経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①～⑥の指標等を踏まえ総合的に判断					
○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況に加え、国において示す早期探知のための指標などを総合的に判断。また、警戒を強める際は、感染の傾向、濃厚接触者の状況、感染地域の状況等を踏まえ、移行基準より早めの移行も検討 ○県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染状況等に応じて適時に発出を検討 ○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合には改訂を検討								
共通事項（※1 ※2）		3密の回避やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践、「接触確認アプリ（COCOA）」のインストール・積極的活用						
対応方針	県民への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ①不要不急の感染拡大地域への移動は慎重に検討 ②発熱の症状がある場合は、外出を控える ③「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える	(1) の対策の徹底	【法 24⑨による要請】 ・(1) の対策の徹底に加え、国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	【法 24⑨による要請】 ・(1) ②③の対策の徹底に加え、不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討。国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	【法 24⑨又は法 31 の 6②による要請】 ・(4) の対策に加え、他都道府県の感染状況等も踏まえ、県外への移動自粛の要請を検討 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短要請した時間以降、飲食店に出入りしないよう要請することを検討	【法 24⑨、法 31 の 6②又は法 45①による要請】 ・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討 ・「緊急事態宣言対象区域」等となった場合には、「緊急事態措置」等として、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（特に夜間の自粛の徹底）について要請を検討	
	事業者への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ・「業種別ガイドライン」等の徹底、遵守様式の掲示 ・在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤の推進 ・座席間確保や執務オフィスの分散		【法 24⑨による要請】 ・(1) の対策の強力な推進	【法 24⑨による要請】 ・(3) の対策と同様	【法 24⑨又は法 31 の 6①による要請】 ・(3) の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、飲食店に対する時短要請を検討	【法 24⑨、法 31 の 6②又は法 45①による要請】 ・(5) の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、飲食店に対する時短要請等を検討	
	イベント等の開催（※3）	【法に基づかない協力依頼】 ・「催物（イベント等）の開催に係る留意事項」や「新しい生活様式」、「業種別ガイドライン」等に基づく適切な感染防止対策の徹底を前提に開催		【法 24⑨による要請】 ・(2) の対策と同様	【法 24⑨による要請】 ・(2) の対策と同様	【法 24⑨又は法 31 の 6①による要請】 ・(2) の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討	【法 24⑨、法 31 の 6②又は法 45①による要請】 ・(5) の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討	
	県有施設等における対応	適切な感染防止対策を講じた上で開館		・(2) の対策と同様	・(2) の対策と同様	・(2) の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短を検討	・(5) の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、時短等を検討	
○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ※1 対策期に応じて、特措法による要請の適用 ※2 時短等を要請する場合は、県内の感染状況や基本的対処方針等を考慮して判断 ※3 イベント等の開催については、国の基本的対処方針等を踏まえ、屋内外の別を考慮して、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断 ○他の都道府県において国の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出された場合は、基本的対処方針や対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討								

まん延防止等重点措置の対応状況等について

1. まん延防止等重点措置の対応状況

- (1) 高松市内の飲食店への営業時間短縮等の要請を踏まえた巡回の実施状況（特措法第31条の6第1項）

8月20日（金）から9月7日（火）までの巡回店舗数等

・ 昼間：感染対策の実施状況の確認	延べ巡回人数：	<u>1 2 1 人</u>
	延べ巡回店舗数：	<u>1, 0 6 4 店</u>
・ 夜間：時短営業の実施状況の把握	延べ巡回人数：	<u>5 4 人</u>
	延べ巡回店舗数：	<u>4, 3 0 4 店</u>

- (2) 時短要請に応じていないと見受けられる高松市内の飲食店への対応（特措法第31条の6第3項）

実地調査により営業実態の確認を行った店舗数	<u>2 4 店</u>
命令及び店名を公表した店舗数	<u>7 店</u>

- (3) 県内の大規模施設への営業時間短縮等の要請を踏まえた巡回の実施状況（特措法第24条第9項）

8月20日（金）から9月7日（火）までの巡回店舗数等

・ 夜間：時短営業の実施状況の把握	延べ巡回人数：	<u>2 6 人</u>
	延べ巡回施設数：	<u>1 9 8 施設</u>

2. 県独自の対策の実施状況

- 高松市内の飲食店への営業時間短縮等の協力要請を踏まえた巡回の実施状況（特措法第24条第9項）

8月7日（土）から19日（木）までの巡回店舗数等

・ 昼間：感染対策の呼びかけ等	延べ巡回人数：	<u>7 6 人</u>
	延べ巡回店舗数：	<u>1, 5 5 5 店</u>
・ 夜間：時短営業の実施状況の把握	延べ巡回人数：	<u>3 6 人</u>
	延べ巡回店舗数：	<u>2, 6 5 5 店</u>

3. 飲食店の営業時間短縮協力金コールセンターの問い合わせの状況

8月7日（土）から9月5日（日）までの問い合わせ件数 2, 166件

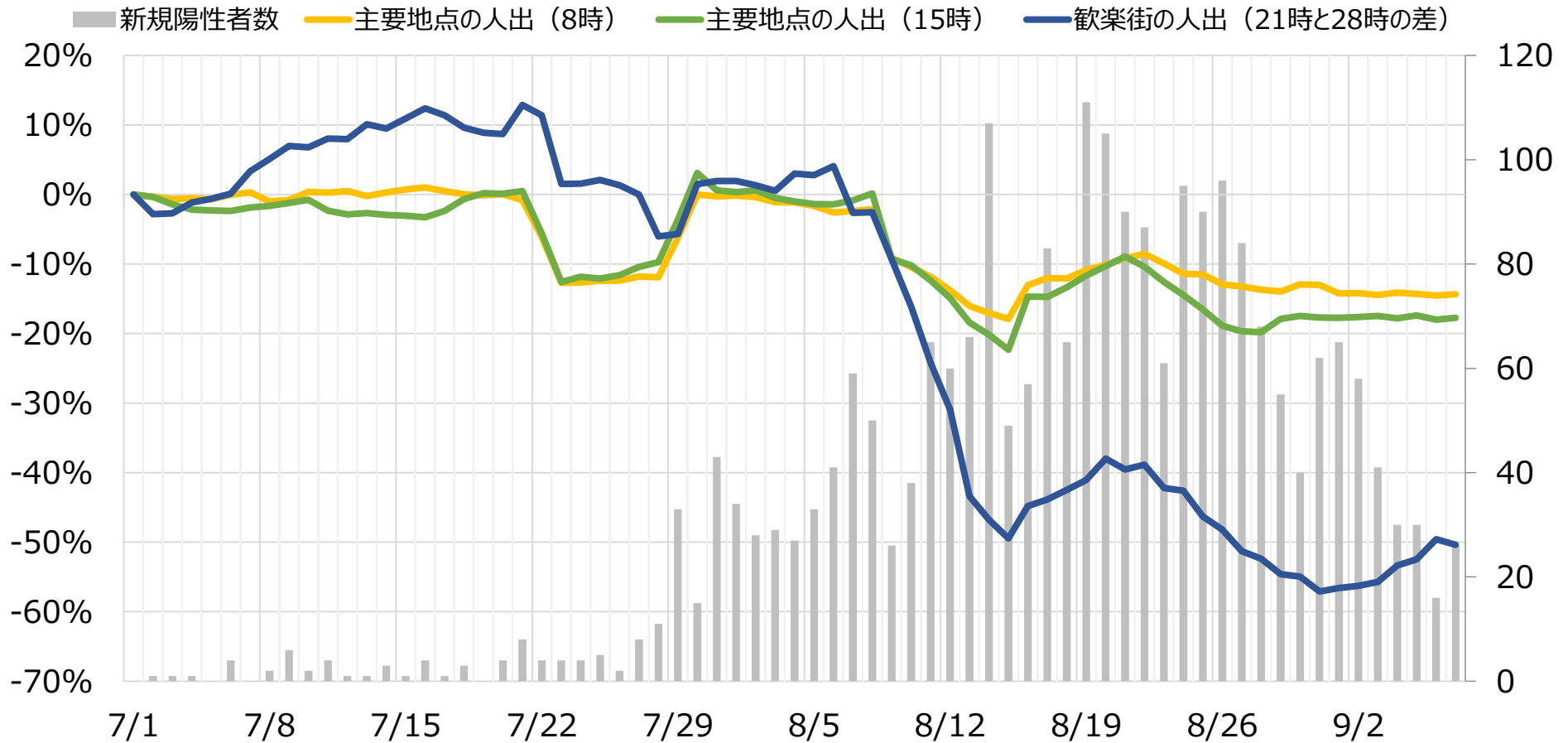
4. 高松市における新規感染者のうち、外食・会食歴のある者の推移

期間	新規感染者 A	会食・ 外食歴 B	割合 B/A	外食歴 C	割合 C/A
7月21日～31日	128人	80人	62.5%	66人	51.6%
8月1日～6日	148人	72人	48.6%	56人	37.8%
8月7日～19日 (時短開始)	473人	168人	35.5%	96人	20.3%
8月20日～ 9月6日 (まん延防止)	504人	99人	19.6%	52人	10.3%

5. 人流のデータ

次ページ参照

香川県の主要地点、歓楽街の人出（7月1日比、9月8日時点）



直近(9月7日)増減率	8時	-14%	15時	-18%	21時	-50%
---------------	----	------	-----	------	-----	------

(主要地点：高松駅、歓楽街：香川瓦町)

モバイル空間統計® データ提供元：(株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング ※「モバイル空間統計®」は株式会社NTTドコモの登録商標です。

かがわ安心飲食店認証制度について

1 認証店の申請等の件数（令和3年9月7日(火)現在）

県全体：申請1,044件、569件認証、458件認証申請中、取下17件

うち高松市内の店舗－申請685件、346件認証、325件認証申請中、取下14件

高松市以外の店舗－申請359件、223件認証、133件認証申請中、取下3件

2 認証店の申請件数の推移

	県全体 A			高松市内 (Aの内数)			高松市以外 (Aの内数)			備 考
	申請件数	申請件数/日		申請件数	申請件数/日		申請件数	申請件数/日		
		件数	比較		件数	比較		件数	比較	
6/14～8/3 までの 累計 (35日間)	532	15.2	1	302	8.6	1	230	6.6	1	第5次(高松市内)、第7次(高松市以外)時短要請の選択制の対象
8/4～8/24 の増加 分 (14日間)	251	17.9	1.18	177	12.6	1.47	74	5.3	0.80	第7次(高松市以外)時短要請の 選択制の対象
8/25～9/7 の増加 分 (10日間)	261	26.1	1.72	206	20.6	2.40	55	5.5	0.83	—
6/14～9/7 までの 累計 (59日間)	1044	17.7	1.16	685	11.6	1.35	359	6.1	0.92	—

3 認証制度における認証取得の促進策

(1) 認証取得補助金

飲食店が認証取得に要した、感染防止の取組みに対して、必要な経費を補助することにより、認証制度の推進を図っている。

○アクリル板などの基本的な感染防止対策に係る経費－補助率：10/10

その他の感染防止対策に係る経費－補助率：3/4

○補助上限額：店舗の延べ床面積に応じて、15万円、20万円、25万円以内

(2) 営業時間短縮要請時の選択制

第5次及び第7次の営業時間短縮要請において、認証済みの店舗及び営業時間短縮要請の実施を発表した前日までに認証申請を行った店舗に選択制を認めている。

時短要請	期間	対象区域	認証店に対する特例	実施発表日
第5次	8月7日(土)～ 8月19日(木)	高松市内	選択制可	8月4日(水)
第7次	8月27日(金)～ 9月12日(日)	高松市以外 の市町	選択制可	8月25日(水)

※1 8月27日(金)に高松市が飲食店に対し、独自の応援金を創設することを発表した。

※2 まん延防止等重点措置に基づく第6次営業時間短縮要請においては、認証店も他の飲食店と同じ取扱いとしている。

(3) 飲食店感染防止対策認証取得・継続促進事業(案)

認証取得を促進するとともに、継続的な感染対策を支援し、飲食店における感染拡大防止の取組みを一層促進するため、応援金を支給する(9月議会に補正予算案を提案)。

○支給金額：10万円/認証店舗

○対象店舗：令和3年12月15日までに認証申請を行い、令和4年1月末までに認証を取得した店舗
(認証取得済の店舗を含む)

○対象店舗数：2500店舗を想定

学校における対応について

県立学校は9月13日から新学期の始業を迎えるが、学校における感染拡大防止の徹底等を図るため、9月13日～30日の間、以下のとおり対応する旨を県立学校長に通知する。

また、市町教育委員会にも、県立学校の対応を送付し、市町の実情に応じた感染症対策の徹底を図るよう依頼する。

- 日々の感染症対策を振り返ることができる児童生徒用の啓発資料や、臨時休業の判断基準等を盛り込んで改訂した「学校における感染症予防対策ガイドライン」、文部科学省の衛生管理マニュアル等に基づき感染症対策の徹底を図ること。
- 学校の実情に応じて、通勤、登校時等の混雑を緩和するため、授業時間を短縮し、始業時刻を30分程度遅らせること。
- 部活動については、自校のみの練習、大会等への参加に限り実施を可とし、活動は準備や片付けを含めて、できる限り短時間で効率的に行うこと。
- 文化祭を実施する場合は、非公開とし、自校の生徒・教職員のみでの参加とすること。
- 修学旅行等宿泊を伴う活動は実施しないこと。
- 宿泊を伴わない活動においても、感染状況に鑑み、実施の可否を慎重に検討するとともに、事前指導も含め、感染症対策を徹底すること。
- 五色台少年自然センター、屋島少年自然の家での集団学習は、宿泊・日帰りともに受入れを行わない。

なお、デルタ株による学校に関連した感染拡大が懸念される状況等に鑑み、感染拡大防止に向け、児童生徒の安全安心を高めるための対策について検討する。

令和3年9月9日
経営支援課

Go To Eatキャンペーンに係る本県の対応について

まん延防止等重点措置の延長による飲食店への営業時間短縮の要請延長とあわせて、令和3年9月13日（月）から9月30日（木）までの期間中、午前0時から午前5時まで及び午後8時から午後12時までの時間帯について、県内全域でのGo To Eatキャンペーンにおける食事券及びオンライン予約ポイントの利用自粛の呼びかけを行うよう、同キャンペーンの実施主体である農林水産省に依頼します。

ただし、登録飲食店が実施するテイクアウト、デリバリー及び「かがわ安心飲食店認証制度」による認証店（高松市以外の地域にあるものに限る。）での利用については、利用自粛の呼びかけの対象から除くこととします。



令和3年9月9日
部署名：交流推進部観光振興課
総務・誘客推進グループ
担当者：仲川、長尾
連絡先：ダイヤル 087-832-3361
087-831-1111 (内線 3512)

「新うどん県泊まってかがわ割」の取扱いの一部変更について

県民の皆様を対象に県内宿泊等を助成する「新うどん県泊まってかがわ割」については、「緊急事態対策期」の延長に伴い、9月30日までの旅行に係る新規予約の受付を引き続き停止します。

また、既存予約については、9月21日から9月30日までの宿泊等に係る助成の適用を停止します。

1 取扱いの一部変更について

(1) 新規予約

- ・「新うどん県泊まってかがわ割」については、現在、9月12日（日）までの旅行に係る新規予約の受付を停止しているところですが、「緊急事態対策期」の延長に伴い、9月13日（月）から9月30日（木）までの旅行についても新規予約の受付を停止します。

(2) 既存予約

- ・令和3年9月20日（月）（宿泊の場合は、9月21日（火）チェックアウト）までの旅行については、助成を適用しますが、9月21日（火）から9月30日（木）までの旅行については、助成の適用を停止します。
(連泊の場合、9月20日（月）宿泊分までを適用します。)

(3) キャンセル料

- ・本日から9月20日（月）までに発生した、9月13日（月）から9月30日（木）までの旅行に係るキャンセル料については、県が旅行会社及び宿泊施設に対して負担します。

【新うどん県泊まってかがわ割事務局】

電話番号：087-823-5011

住所：〒760-0017 高松市番町1丁目6-6（甲南アセット番町ビル3F）

営業時間：平日10：00～17：00（土日祝、年末年始12/29～1/3は休業）

※ただし、9月20日までの土日祝は営業

公式HP：<https://www.new-kagawa-wari.com>



香川県の現状

パネル1

【8/9～緊急事態対策期】

直近1週間の 累積新規感染者数		先週1週間の 累積新規感染者数	
9月8日現在	8月19日現在	9月8日現在	8月19日現在
181人	577人	432人	364人

9月 累積新規感染者数	8月 累積新規感染者数
9月8日現在	
239人	1992人

指 標	9月8日現在	8月19日現在
① 直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 18.9人 <直近1週間(9/2~9/8) 181人>	10万人当たり 60.4人 <直近1週間(8/13~8/19) 577人>
② 感染経路不明者数の割合	34.8% <①のうち感染経路不明は63人>	43.8% <①のうち感染経路不明は253人>
③ 直近1週間と先週1週間の比較	0.4 <先週1週間(8/26~9/1) 432人>	1.6 <先週1週間(8/6~8/12) 364人>
④ 医療のひっ迫具合 (入院医療：確保病床の使用率)	38.7% <入院患者92人/病床238床>	63.2% <入院患者148人/病床234床>
// (入院医療：入院率)	30.0% <入院患者96人/療養者数320人>	20.9% <入院患者152人/療養者数729人>
// (重症者用病床：確保病床の使用率)	16.7% <重症者数5人/病床30床>	35.7% <重症者数10人/病床28床>
⑤ 療養者数(対人口10万人)	10万人当たり 33.5人 <320人[入院96人、宿泊療養等224人]>	10万人当たり 76.3人 <729人[入院152人、宿泊療養等577人]>
⑥ 直近1週間のPCR陽性率	3.6% <陽性181人/検査数5052人>	9.7% <陽性577人/検査数5961人>

(参考) 国分科会提言(R3.4.15) における指標及び目安	
ステージⅢ	ステージⅣ
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
50%以上	
—	
20%以上	50%以上
40%以下	25%以下
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 30人以上
5%以上	10%以上

香川県の感染者の状況等（9/1～9/7発生分） n=222人

パネル2 - 1

○性別		
男	131人	59%
女	91人	41%
計	222人	100%

○年代		
10歳未満	27人	12%
10歳代	26人	12%
20歳代	42人	19%
30歳代	40人	18%
40歳代	40人	18%
50歳代	23人	10%
60歳代	12人	5%
70歳代	8人	4%
80歳代	3人	1%
90歳以上	1人	0%
計	222人	100%

○リンク有無		
特定※	138人	62%
不明	84人	38%
計	222人	100%

○感染経路（上記※内訳）		
同居家族	77人	56%
知人との交友活動	12人	9%
親族	13人	9%
職場	30人	22%
ビジネス	0人	0%
医療・介護等施設	2人	1%
保育施設	4人	3%
計	138人	100%

○県外歴		
有	36人	16%
無	186人	84%
計	222人	100%

○外食・会食		
有	48人	22%
無	174人	78%
計	222人	100%

○居住地		
高松市	111人	50%
丸亀市	22人	10%
坂出市	12人	5%
善通寺市	7人	3%
観音寺市	17人	8%
さぬき市	9人	4%
東かがわ市	4人	2%
三豊市	15人	7%
三木町	3人	1%
直島町	0人	0%
宇多津町	8人	4%
綾川町	1人	0%
琴平町	2人	1%
多度津町	4人	2%
まんのう町	0人	0%
土庄町	0人	0%
小豆島町	0人	0%
県外	7人	3%
計	222人	100%

○性別

男	314人	54%
女	263人	46%
計	577人	100%

○年代

10歳未満	43人	7%
10歳代	81人	14%
20歳代	143人	25%
30歳代	116人	20%
40歳代	92人	16%
50歳代	64人	11%
60歳代	25人	4%
70歳代	11人	2%
80歳代	2人	0%
90歳以上		0%
計	577人	100%

○リンク有無

特定※	324人	56%
不明	253人	44%
計	577人	100%

○感染経路（上記※内訳）

同居家族	160人	49%
知人との交友活動	81人	25%
親族	44人	14%
職場	35人	11%
ビジネス	3人	1%
医療・介護等施設	1人	0%
計	324人	100%

○県外歴

有	142人	25%
無	435人	75%
計	577人	100%

○外食・会食

有	225人	39%
無	352人	61%
計	577人	100%

○居住地

高松市	295人	51%
丸亀市	75人	13%
坂出市	19人	3%
善通寺市	7人	1%
観音寺市	27人	5%
さぬき市	16人	3%
東かがわ市	13人	2%
三豊市	15人	3%
三木町	11人	2%
直島町	2人	0%
宇多津町	22人	4%
綾川町	7人	1%
琴平町	2人	0%
多度津町	17人	3%
まんのう町	7人	1%
土庄町	8人	1%
小豆島町	1人	0%
県外	33人	6%
計	577人	100%